札幌市休日保育補助金交付要綱

（平成 29 年３月 31 日札幌市子ども未来局長決裁）
一部改正　平成 30 年３月 30 日
一部改正　令和５年７月 10 日
一部改正　令和６年４月 11 日

（趣旨）

第１条　この要綱は、日曜・祝日（以下「休日」という。）に休日保育を実施する認可保育所等に対し、安定的に職員を確保して休日保育の実施ができるよう、職員の処遇改善を目的に補助することについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 休日　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（元日を除く。）をいう。

(2) 児童　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第１項第２号及び第３号に規定する子どもをいう。

(3) 休日保育　休日に常態的に保育を必要とする児童の保育を行うことをいう。

(4) 認可保育所等　認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第４項の認可を受けた、同法第 39 条第１項に規定する保育所）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７号に規定する施設）、保育所型認定こども園（法第 39 条第１項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第３条第１項の認定を受けている施設）、小規模保育事業Ａ型（法第６条の３第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業）及び事業所内保育事業（法第６条の３第 12 項に規定する事業所内保育事業）をいう。

（補助対象事業者）

第３条　この要綱に基づく補助対象は、年度ごとに提出される休日保育実施協議書に基づき市長が承認した認可保育所等を設置する事業者（以下「事業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第４条　この補助金の対象経費は、休日保育を実施するために要する経費のうち、公定価格（特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）第１条第 12 号に規定する公定価格をいう。）の休日保育加算（告示第１条第 46 号に規定する休日保育加算をいう。）を超える額とする。

（補助金額の算定方法）

第５条　補助金の額は、別表１に定める基準額と、前条に規定する対象経費の実支出額から利用料収入

を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に関係書類を添えて、当該年度における休日保育開始後２カ月以内（年度当初から実施する場合は６月末日まで）に市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

（補助金の概算交付）

第８条　市長は、前条により補助金の交付を決定したときは、事業者の申し出に基づき、決定額に相当する額を概算交付することができる。

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた事業者は、当該年度又は年度途中の休日保育実施終了後一カ月以内に実績報告書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第 10 条　市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第 11 条　市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 12 条　市長は、第３条に定める事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令、規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 補助金を他の用途に使用したとき

(4) その他市長が補助することを不適当と認めたとき

２　前項の規定は、第 10 条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条　市長は、前条による補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

第 14 条　事業者は、第 12 条第１項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した

場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

２　事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

３　市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第 15 条　市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（調査等）

第 16 条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

２　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（様式）

第17条　この要綱の施行に関し必要な様式については、支援制度担当部長が定める。

（補足）

第 18 条　この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

３　この要綱は、令和５年７月10日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

４　この要綱は、令和６年４月11日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表１

<table>
<tr><th>基準額</th><th>対象経費</th></tr>
<tr><td>
補助対象施設ごとに、次の(1)及び(2)により算定された額とする。

(1) 基本分
年間延べ利用児童数により区分される表１により定める額
表１　（１カ所当たり年額）
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>210人以下</td><td>215,000円</td></tr>
<tr><td>211～279人</td><td>232,000円</td></tr>
<tr><td>280～349人</td><td>266,000円</td></tr>
<tr><td>350～419人</td><td>300,000円</td></tr>
<tr><td>420～489人</td><td>334,000円</td></tr>
<tr><td>490～559人</td><td>368,000円</td></tr>
<tr><td>560～629人</td><td>402,000円</td></tr>
<tr><td>630～699人</td><td>436,000円</td></tr>
<tr><td>700～769人</td><td>470,000円</td></tr>
<tr><td>770～839人</td><td>504,000円</td></tr>
<tr><td>840～909人</td><td>538,000円</td></tr>
<tr><td>910～979人</td><td>572,000円</td></tr>
<tr><td>980～1,049人</td><td>606,000円</td></tr>
<tr><td>1,050人以上</td><td>641,000円</td></tr>
</table>
(2) 加算分
札幌市障がい児保育事業費補助金の対象児童の利用があった場合には、表２の基準額に障がい児の利用した月数を乗じた額の合計を加算する。
表２　（障がい児１人当たり月額）
</td><td>休日保育加算を超える休日保育に必要な経費及び保育士確保のために特別に実施した対策に要した経費（第４条）</td></tr>
</table>

区　　分	基準額
障がい程度が軽度	91,400円
障がい程度が中程度	
上記以外で、障がい児保育実施要綱別表に定める障がい・医療的ケア児保育等認定審査会への付託対象として、当該審査会で認定された児童	91,400円